

指定給水装置工事事業者の 新規指定の申請、変更等の届出について

(令和8年4月 更新)

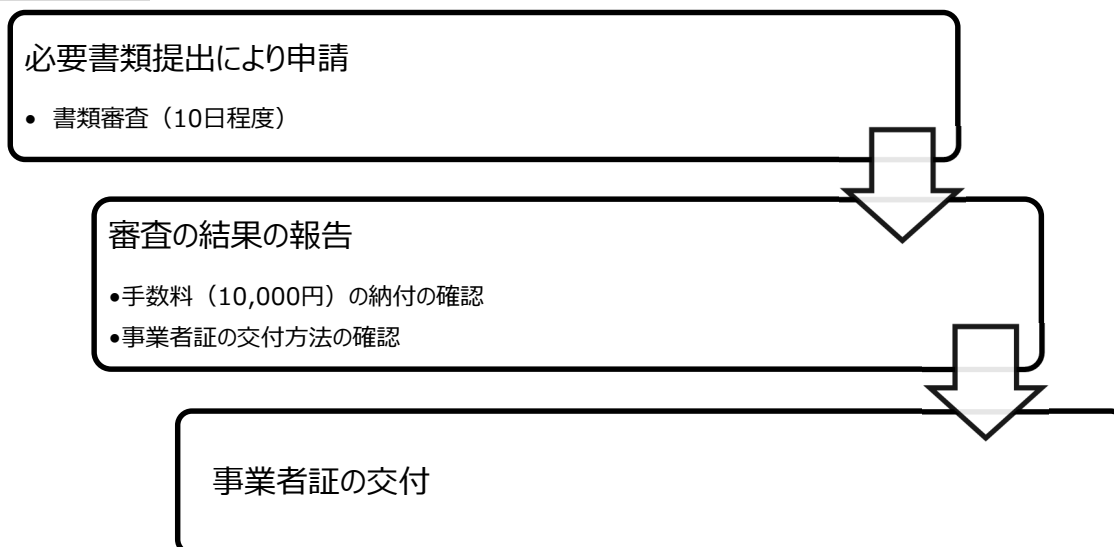
1 新規指定又は指定を更新するとき

申請に必要な書類 個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	指定給水装置工事事業者 指定申請書（新規・更新）	様式第1号（表・裏面）
2	機械器具調書 及び 写真 ①金切りのごそその他の管の切断用の機械器具 ②やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ③トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 ④水圧テストポンプ	様式第1号（別表）
3	代表者の誓約書	様式第2号
4	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	様式第6号 更新の場合は、技術者に変更があるとき
5	選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し 又は 給水装置工事主任技術者証の写し	
その他参考資料		
・ 確認事項書（営業日時、FAX 番号、メールアドレス など）		
書類名（個人のみ）		備考
6	住民票の写し [※] 外国人は、外国人登録証明書の写し	直近のもの
書類名（法人のみ）		備考
7	定款の写し	直近のもの
8	登記事項証明書	直近のもの

※「住民票の写し」とは、発行機関から発行されたものをいい、コピー機で複写したものではありません。

指定までの流れ



2 指定事項を変更したとき

変更のあった日から 30 日以内に提出してください。

届出に必要な書類 指定事項の変更の内容 及び 個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

(1) 名称 又は 所在地 を変更する場合

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第 4 号
書類名（個人のみ）		備考
2	住民票の写し [※] 外国人の場合は、外国人登録証明書の写し	直近のもの
書類名（法人のみ）		備考
3	代表者の誓約書	様式第 2 号 名称の変更のとき
4	定款の写し	直近のもの
5	登記事項証明書	直近のもの

※「住民票の写し」とは、発行機関から発行されたものをいい、コピー機で複写したものではありません。

(2) 代表者を変更する場合

書類名（法人のみ）		備考
1	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第 4 号
2	代表者の誓約書	様式第 2 号
3	定款の写し	直近のもの
4	登記事項証明書	直近のもの

(3) 役員を変更する場合

書類名（法人のみ）		備考
1	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第 4 号
2	代表者の誓約書	様式第 2 号
3	登記事項証明書	直近のもの

3 指定の廃止、休止又は再開するとき

廃止又は休止の日から 30 日以内、再開の日から 10 日以内に提出してください。

届出に必要な書類

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	様式第 5 号
2	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	様式第 6 号 再開の場合で、技術者変更のとき
3	選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し 又は 給水装置工事主任技術者証の写し	再開の場合で、技術者選任のとき
4	指定工事事業者証	廃止又は休止のとき

4 給水装置工事主任技術者を選任又は解任するとき

14 日以内に提出してください。

届出に必要な書類

	書類名（個人・法人 共通）	備考
1	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	様式第 6 号
2	選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し 又は 給水装置工事主任技術者証の写し	技術者選任のとき

5 組織変更又は合併の場合の手続き方法

内容	例	手続きの方法
法人化	個人から法人へ／法人から個人へ	指定の廃止→新規指定の申請
相続	相続人が事業を継続	指定の廃止→新規指定の申請
組織変更	合同・合名・合資会社から株式会社へ	指定の廃止→新規指定の申請
	有限会社から株式会社へ	指定事項（名称）の変更
合併	会社 A が会社 B を吸収	会社 A：指定事項の変更 会社 B：指定の廃止
	新会社設立	指定の廃止→新規指定の申請

倉吉市上下水道局 工務課 給排水係

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

電話 **(0858) 27-0631**

Mail **suidou23@city.kurayoshi.lg.jp**

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土日祝日を除く

